

○東京藝術大学美術学部入学試験運営委員会規則

〔昭和47年10月19日〕  
制 定

改正 平成20年 3月27日 平成25年10月24日  
平成27年 3月26日 平成28年 3月12日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む。）に入学試験実施上の重要事項を審議し処理するために入学試験運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学部長

(2) 教授会構成員で、日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス及び文化財保存学の区分から選出された者 各1人

(3) 教務委員長

(会議)

第3条 委員会の委員は、教授会の審議を経て、学部長が委嘱するものとする。

2 委員の任期は1年とする。

第4条 学部長は委員会を招集し、議長となる。

2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 入学試験実施上の管理運営について

(2) 入学試験実施の要項及び試験日程について

(3) 実技並びに学科試験実施教科、科目について

(4) 試験官の選考について

(5) 合格判定基準について

(6) その他の入学試験実施に関する重要な事項について

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和47年10月19日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

2 この規則施行の際、現に入学試験委員会委員の職にあった者は、引き続いて入学試験運営委員会委員になったものとし、その任期は第3条第2項の規定にかかわらず、昭和48年4月30日までとする。

3 東京芸術大学美術学部入学試験委員会規程（昭和41年9月20日制定）は、これを廃止する。

附 則

この規則は、昭和48年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。